

## 第三号議案

大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について  
 学校運営協議会を設置する学校として左記のとおり設置する。  
 令和八年二月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

設置学校																			
大分県立高田高等学校	大分県立杵築高等学校	大分県立日出総合高等学校	大分県立大分商業高等学校	大分県立爽風館高等学校	大分県立鶴崎工業高等学校	大分県立情報科学高等学校	大分県立由布高等学校	大分県立臼杵高等学校	大分県立海洋科学高等学校	大分県立佐伯鶴城高等学校	大分県立佐伯豊南高等学校	大分県立日田三隈高等学校	大分県立日田高等学校	大分県立中津南高等学校	大分県立中津北高等学校	大分県立中津東高等学校	大分県立宇佐高等学校	大分県立宇佐産業科学高等学校	大分県立宇佐佐佐高等学校

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の五第一項及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）第二条第一項の規定により、大分県立高田高等学校、大分県立杵築高等学校、大分県立日出総合高等学校、大分県立大分商業高等学校、大分県立爽風館高等学校、大分県立鶴崎工業高等学校、大分県立情報科学高等学校、大分県立由布高等学校、大分県立臼杵高等学校、大分県立海洋科学高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立佐伯豊南高等学校、大分県立日田高等学校、大分県立日田三隈高等学校、大分県立中津南高等学校、大分県立中津北高等学校、大分県立中津東高等学校、大分県立宇佐高等学校ならびに大分県立宇佐産業科学高等学校に学校運営協議会を設置したいので提案する。

## 県立高等学校への学校運営協議会の設置について

令和8年2月26日

高校教育課

### 1. 学校運営協議会について

規則：大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 第2条第1項  
「教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」

### 2. 新規設置校

高田高等学校、杵築高等学校、日出総合高等学校、大分商業高等学校、爽風館高等学校、鶴崎工業高等学校、情報科学高等学校、由布高等学校、臼杵高等学校、海洋科学高等学校、佐伯鶴城高等学校、佐伯豊南高等学校、日田高等学校、日田三隈高等学校、中津南高等学校、中津北高等学校、中津東高等学校、宇佐高等学校、宇佐産業科学高等学校

以上 19校

### 3. 期待される効果

- ・地域人材を有効活用した、学校のさらなる魅力づくり
- ・学校の抱える課題の解決や探究学習の充実
- ・定員充足率の向上
- ・業務量管理・健康確保措置実施に関する協議による、働き方改革の促進

### 4. 今後の予定

令和8年4月1日 学校運営協議会 設置  
学校運営協議会委員推薦書の提出  
令和8年5月～ 第1回学校運営協議会（「任命書」の交付）